

各 位

上場会社名リョービ株式会社代表者代表取締役社長 浦上 彰
(コード番号 5851 東証プライム)問合せ先責任者執行役員 経営企画本部副本部長
兼 財務部部長 有廣 弘
(TEL 03-3501-0511)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年10月14日の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日の取締役会決議により、当該株式売出しの受渡期日の翌営業日から15億円及び670,000株を上限とする自己株式取得を実施することを決定いたしました。自己株式の取得については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

| (1) | 売 種 | 出類 | 株及 | 式 び | の 数 | 当社普通株式 1,989,700 株 | |
|-----|--------|----|----|--------|--------|--|--|
| (2) | 売 | 出出 | 人株 | 及式 | び 数 | 株式会社三菱UFJ銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社中国銀行 損害保険ジャパン株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 セコム損害保険株式会社 株式会社百十四銀行 株式会社広島銀行 | 521,900 株 350,300 株 213,900 株 177,600 株 173,000 株 157,800 株 152,200 株 121,900 株 |
| (3) | 売 | 出 | | 価 | 格 | 25条に規定される方式により、20 10月24日(金)までの間のいずれ という。)の株式会社東京証券取り 引の終値(当日に終値のない場合 | 京価証券の引受け等に関する規則第 025年10月22日(水)から2025年 れかの日(以下「売出価格等決定日」 引所における当社普通株式の普通取 に、その日に先立つ直近日の終値) 日未満端数切捨て)を仮条件として、 5格等決定日に決定される。) |
| (4) | 売 | 出 | | 方 | 法 | 引受団 (以下「引受人」という。) 売出す。 | 一証券株式会社を主幹事会社とする)に全株式を買取引受けさせた上で 売出価格から引受人より売出人に : 差し引いた額の総額とする。 |
| (5) | 申 | 込 | : | 期 | 間 | 売出価格等の決定以降、売出価格 | 各等決定日の翌営業日午前8時40分 |

まで。

- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の3営業日後の日。
- (7) 購入代金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 浦上 彰に一任する。

くご参考>

1. 株式売出しの目的

本邦企業においては、コーポレートガバナンス・コードの取り組みなどから、政策保有株式を見直す動きが進んでおります。当社においても、2025年2月13日に公表いたしました中期経営計画(2025年-2027年)にて、2027年までの段階的な政策保有株式縮減を掲げております。

かかる状況下、今回売出人となる株主様との間で株式持合いの検討と交渉を続けてまいりました結果、今般、当該株主様から当社株式の売却の合意が得られたため、株主様による当社株式の円滑な売却を実現するために、本売出しを実施することといたしました。今回の株式売出しにより、浮動株比率を高め、株主層を拡大することを通じて、中長期的な企業価値の向上を目指すものであります。

2. ロックアップについて

上記株式売出しに関連して、売出人である株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社中国銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社広島銀行並びに当社株主である明治安田生命保険相互会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、上記株式売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記株式売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3. 安定操作取引について

上記株式売出しに関する安定操作取引は行いません。

以上

ご注意:

この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておりません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる米国証券法に基づいて作成される目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国における証券の公募は行われません。